

学会彙報 平成十年度中国文化学会大会，奥付

雑誌名	中国文化：研究と教育
巻	57
ページ	65-67
発行年	1999-06-26
URL	http://hdl.handle.net/2241/00150296

・五・四文学革命は中國の何を変えたのか
埼玉大学 小谷 一郎氏
和光大学 佐治 俊彦氏

○平成十年度中国化学会大会

六月二十日(土)
於 青山学院大学

〔研究発表〕

一、李益の文学 — その従軍詩を中心に —

筑波大学大学院 大橋 賢一氏

一、韓愈の「情」と李翱の「情」について

青山学院大学大学院 高橋 朱子氏

一、海上派の学画法について

大妻女子大学 松村 茂樹氏

一、社会ダーヴィニズムは中国社会に衝撃を与えたか

二松学舎大学 佐藤 一樹氏

一、漢語方言における文言層の形成について

流通経済大学 村上 之伸氏

一、「得罪他」(彼の機嫌を損ねる)の語法

— 動賓構造がさらに賓語を従える時 —

筑波大学 伊原 大策氏

〔シンポジウム〕

中国知識人像—伝統と変革

司会 茨城キリスト教大学 上田 武氏

・新儒家における伝統と革新 — 馮友蘭を中心として

京都教育大学 青木 五郎氏

・伝統と革新 — 文革後の研究を軸に

〔総会〕

一、開会の辞

棚木光雄氏を議長に選出

二、議長挨拶

三、会長挨拶

四、諸報告

(1) 総務委員会

(2) 企画委員会

(3) 編集委員会

五、議 事

(1) 平成九年度決算

(2) 平成十年度予算

六、閉会の辞

○月例会

一、元好問楽府詩の様式について

平成十年十二月五日(土)
於 筑波大学学校教育部 早稲田大学大学院 井沢 明尚氏

一、定州漢墓竹簡『論語』をめぐるいくつかの問題

平成十一年三月六日(土)
於 筑波大学学校教育部 高橋 均氏

一、一句三言の文飾について

大妻女子大学 谷川 英則氏

平成十一年五月一日(土)

於 筑波大学学校教育部

一、『故事新編』の主題について

二松学舎大学大学院 木村 淳氏

平成九・十年年度役員

会長 高橋 均

副会長 向嶋 成美

理事 伊藤 虎丸、田部井文雄、望月 眞澄、高木 重俊

後藤 秋正、沼口 勝、大久保隆郎、加藤 章

梶田 芳樹、相原 茂、劉 勳、寧、谷口真由美

青木 五郎、間嶋 潤一、高橋 明郎、谷口 匡

甲斐 勝二

理事・委員 (兼任)

総務委員会 小松 建男(常務理事)、白井 啓介、佐々木勲人

企画委員会 安藤 信廣(常務理事)、宮内 保、中村 俊也

佐治 俊彦、堀池 信夫、細谷美代子、渡辺 雅之

佐藤 一樹

編集委員会 大上 正美(常務理事)、松本 肇、小谷 一郎

加藤 敏、阿川 修三、河内 利治、松村 茂樹

坂口 三樹

会計委員会 大塚 秀明(常務理事)、伊原 大策、村田 和弘

会計監査 吉原 英夫、増野 弘幸

幹 事 樋口 泰祐、渡辺 大

住所、勤務先等に変更のあった方は、事務局(〒305-8571 茨城
県つくば市天王台1-1-1 筑波大学文芸言語学系内)宛御一報
下さい。

中国化学会会則

第一条 (名称) 本会は中国文化学会と称する。

第二条 (目的) 本会は中国文化及び漢文学の研究とそれに基づく教育への寄与をもって目的とする。

第三条 (事業) 本会は以下の諸事業を行う。

- ア 大会 年一回。
- イ 例会 年数回。
- ウ 会報『中国文化』の発行。
- エ 会員名簿の発行。
- オ その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業。

第四条 (会員) 本会は、本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体の会員によって構成される。

2 本会に入会を希望するものは、会員一名の推薦により理事会の承認を経て会員となることができる。

3 会員は第三条にいう諸事業に参加し、刊行物の頒布を受けることができ、また、役員選挙の選挙権、被選挙権を持つ。

4 会員は本会則に定める会費を納めなければならない。

第五条 (役員) 本会に以下の役員を置く。役員任期は二年とし、再任を妨げない。

ア 会長 一名。会長は総会で選出される。会長は会を代表し、会務を統べる。

イ 副会長 本会に副会長一名または二名を置くことができる。副会長は理事会の議を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 理事 十五名。理事は総会で選出する。会長は理事会が必要と認めた場合、総会で選出された理事以外に理事若干名を委嘱することができる。

エ 常務理事 若干名。常務理事は理事の中から互選により

選出する。

第六条 (総会) 総会は本会の最高意思決定機関で、会長が召集し、毎年一回開催される。

第七条 (理事会) 理事会は会長が召集し、会の重要事項を審議する。

第八条 (常務理事会) 本会の日常会務を執行するために常務理事会を置く。常務理事会は会長、副会長、常務理事をもって構成する。

第九条 (委員会) 常務理事は以下の委員会に属し、会務を分担する。

- ア 総務委員会
- イ 企画委員会
- ウ 編集委員会
- エ 会計委員会

第十条 (会計監査委員) 会計監査委員は毎年一回本会の経理全般を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査委員は理事以外の会員の中から会長が委嘱する。

第十一条 (選挙管理委員) 選挙管理委員は二年ごとに行われる会長と理事の改選を実施し、その事務を取り扱う。

第十二条 (会計) 本会の諸事業に要する経費は会員の納入する年会費及び寄付金などで賄われる。

2 年会費四、〇〇〇円とする。

3 本会の会計年度は毎年総会開催日に始まり、翌年総会開催日前日をもって終わる。

第十三条 (改定) 本会則の改定は、理事会の発議により、総会出席者の過半数の同意を得て行う。

〔付則〕 1 本会則は一九九七年(平成九年)六月二十八日から大塚漢文学会会則に代って発効する。

2 本会の事務所を当分の間筑波大学文芸言語学系中国文学研究室に置く。

〔了解〕(理事の選出、委嘱、常務理事の互選に関して)

理事会は可能な限り全国各地から選出の理事を含めて構成し、常務理事は美務担当に便宜な地域に居住する理事で構成する。

「中国文化」投稿規定

〈応募資格など〉

- 1 中国文化学会会員に限る。
- 2 応募原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文にまとめたものは受理する。

〈原稿枚数など〉

- 3 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 4 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、枚数を厳守する。原稿は論文については400字詰め30枚以内、研究ノートについては400字詰め20枚以内とする。注も原稿用紙1マスに1字を収める。(ワープロ使用の場合、縦書きは26字×21行とし、横書きは35字×33行として提出する。)
- 5 図版を必要とする場合、占有面積半ページ分を550字として換算する。図版原稿はそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。表についても、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

〈体裁・表記など〉

- 6 原稿は縦書き・横書きのいずれでもよい
- 7 原稿は常用漢字を原則とする。正漢字・簡体字などを用いる場合は下記に注意する。
 - (1) 引用文など必要箇所を正漢字で表記する場合は、原稿提出時において表記が完成されていること。(正漢字箇所を必ずマーカーなどでマークすること。)
 - (2) 引用文など必要箇所を簡体字で表記する場合も(1)に同じ。
 - (3) とくにワープロ原稿の場合、上記の点に留意すること。引用部分が手書きになっても差し支えない。
- 8 中国語のローマ字表記は、漢語拼音方案による。但し、特殊な綴りで通用している固有名詞や、本人が自分の名前に使用している綴りについては、その使用も認める。また、日本語のローマ字表記は、ヘボン式の使用を原則とする。

〈原稿提出〉

- 9
 - (1) 締切日：2月末(厳守すること)
 - (2) 提出先：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学文芸言語学系内(小松研究室気付)：中国文化学会
 - (3) 原稿は必ず書留により上記に郵送するものとし、2月末日までの消印のあるものを有効とする。
 - (4) 応募時に、原稿以外に複写コピー2部を用意し、合わせて計3部を提出する。(事故に備え、提出前にからかじめ自家用のコピーを必ず作成しておくこと。)

〈審査〉

- 10 採否については、編集委員会が委嘱した査読委員の報告を受けて、編集委員会で決定し、3月末日までに連絡する。

〈抜刷ほか〉

- 11 論文掲載者には、掲載誌3部および抜刷20部を贈呈する。

中国文化 第五七号

(旧漢文学会会報)

平成十一年六月二十一日印刷
平成十一年六月二十六日発行

編輯者

編集委員会

(代表 大上 正美)

発行者

茨城県つくば市天王台一―一―一
筑波大学文芸言語学系内(〒355-8575)

中国文学会

(会長 高橋 均)

東京都千代田区神田神保町三―一〇

(〒100-0055)

印刷所

株式会社 共立社印刷所

電話(三三六―)二〇二八
FAX(五三九―)八七八八